

しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より関係機関や団体を構成員とする「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「しずおか PF」という。)を設置し、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

今般、閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、しずおか PF においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代(以下「中高年世代」という。)に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組んでいく。これに伴い、しずおか PF については「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」(以下「しずおか協議会」という。)と名称を改めることとする。

しずおか協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

別紙1「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員」のとおりとする。

3 各構成員の役割

(1) 行政側

①静岡労働局職業安定部(職業安定課)

- ・しずおか協議会取りまとめ事務局(主担当)
- ・事業実施計画(以下「事業計画」という。)策定に関する取りまとめ、各種事業の進捗管理(主担当)
- ・各種支援策の周知広報

②静岡県経済産業部就業支援局(産業人材課)

- ・しずおか協議会取りまとめ事務局(副担当)

- ・事業計画策定に関する取りまとめ、各種事業の進捗管理(副担当)
- ・各種支援策の周知広報
- ・県内の市町プラットフォーム(以下「市町 PF」という。)における経済団体等への対応依頼等に関する県内市町との連絡調整

③静岡県健康福祉部福祉長寿局(地域福祉課)、静岡県健康福祉部障害者支援局(障害福祉課)

- ・県内の市町 PF の設置・運営に関する県内市町との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・県内の市町 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④静岡県健康福祉部福祉長寿局(福祉長寿政策課)

- ・ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム(以下「孤独・孤立対策 PF」という。)の設置・運営に関する県内市町との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・孤独・孤立対策 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

⑤就労等支援機関(ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部、静岡県社会福祉協議会)

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・職業的自立に向けた支援
- ・中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・就労に向けた関係機関の連携強化
- ・県内の市町 PF への参画
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体、業界団体等

- ・企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ

- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 しずおか協議会における取組事項

しずおか協議会においては、次の(1)から(4)までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

以下の3類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、県と市町が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPI の設定及び事業計画の策定

① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

② 目標を達成するため、また上記1の趣旨を踏まえつつ、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」を参考とし、事業計画を策定する。

③ 事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町 PF との連携

静岡県は、市町 PF の設置・運営について、市町と連絡調整を図り、県内市町 PF との情報共有と広域的課題の対応を行う。

例えば、

- ・市町 PF の設置に関する市町への働きかけや市町 PF の運営に関する市町への助言等
 - ・県の経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等
 - ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援
 - ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援
- 等の要請に対応するとともに、県内市町 PF の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとし、必要に応じ更に開催することもできることとする。

また、会議の開催方法については、参集形式の他、オンラインによる開催又は書面による開催など、各構成員のニーズも考慮の上、柔軟な方法とする。

6 秘密の保持

しずおか協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

本設置要領は、令和7年6月 27 日から施行する。

しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員

区分	構成員（機関・団体名）
経済団体	一般社団法人 静岡県経営者協会
	一般社団法人 静岡県商工会議所連合会
	静岡県中小企業団体中央会
	静岡県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会 静岡県連合会
業界団体	一般社団法人 静岡県建設業協会
	一般社団法人 静岡県トラック協会
	静岡県老人福祉施設協議会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部
	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会
地 域	静岡市保健福祉長寿局地域支え合い推進部（地域包括ケア推進課）
	浜松市産業部（労働政策課）
行 政	静岡県経済産業部就業支援局（産業人材課）
	静岡県健康福祉部福祉長寿局（地域福祉課）（福祉長寿政策課）
	静岡県健康福祉部障害者支援局（障害福祉課）
	静岡労働局職業安定部